

## 公立大学法人横浜市立大学専門職人事委員会要綱

### (趣旨)

第1条 公立大学法人横浜市立大学の大学専門職に関する規程第5条に定める大学専門職人事委員会（以下「専門職人事委員会」という）の運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 専門職人事委員会は、次の各号に掲げる事項について手続きの公平性について審議し、理事長に報告する。

- (1) 大学専門職職員となる採用候補者の審査・選考手続き
- (2) 大学専門職職員の昇任、異動候補者の審査・選考
- (3) 大学専門職職員の任期更新に係る手続き
- (4) その他大学専門職の人事に関し理事長が求める事項

### (組織)

第3条 専門職人事委員会は、人事委員会の委員をもって充てる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 委員は再任されることができる。

### (委員長)

第5条 専門職人事委員会に委員長を置く。

2 委員長は人事委員会の委員長をもって充てる。

3 委員長は人事委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門職人事委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、議事を掌る。

2 前項の規定に関わらず、最初に開かれる専門職人事委員会は、理事長が招集する。

3 専門職人事委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (会議の公開)

第7条 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長が認めた場合は公開できるものとする。

### (庶務)

第8条 専門職人事委員会に関する庶務は、企画総務部人事課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門職人事委員会に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則  
(施行期日)  
この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。